

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等が行う 定期的な報告の方向性について（案）

1. 規則の制定等

番号法第28条の3第2項により、「特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。」と規定されたことから、個人情報保護委員会規則を定めるものである。なお、具体的な内容等については別途通知で周知する。

2. 報告の概要

(1) 報告主体

地方公共団体及び地方独立行政法人（ただし、地方公共団体の組合及び財産区は、基礎項目評価書を委員会に提出したものに限り）

(2) 報告時期

毎年度、前年度の実績について報告するものとする（初回の報告は平成28年度の実績とし、提出期限は平成29年7月末日を予定している）。

(3) 報告内容・方法

① 重点項目報告書、全項目報告書

委員会に提出されている重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策について、その措置状況、検討すべき事項、課題の有無、対策の必要性等について事務ごとに委員会に報告するものとする。

② 個別テーマに基づく報告

委員会が課題と考える事項を個別テーマとして、地方公共団体に通知することとし、当該テーマについては、毎年度見直すことを予定している。

実施機関ごとに、委員会に提出されている基礎項目評価書の事務について、特定個人情報の取扱いの状況を確認し、その結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

なお、その他、保護評価を実施していない機関についても、委員会が通知して報告を求めることがある。

③ 報告方法

本報告の事務負担を軽減するため、マイナンバー保護評価システムの改修を行い、各実施機関が同システムを通じて委員会に直接報告することとした。

3. 地方公共団体からの意見の反映

(1) 全国の都道府県及び市区町村に対し、5月に意見照会を行ったところ、団体ごとに安全管理措置全般の報告を求めることとしていた「概要報告書」、都道府県が市町村分を取りまとめて報告することとしていた報告手続等について、負担軽減を求める意見が多く寄せられた。

(2) 意見を受けて、報告内容について、安全管理措置全般を求めることとしていたものを個別テーマに基づくものに改め、報告手続の見直しを行った。